

日時 令和3年11月5日(金)

場所 特許庁庁舎9階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会

第3回財政点検小委員会

議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 特許特別会計の財政運営について	2
3. 自由討議	10
4. 閉 会	32

1. 開 会

○清水総務課長 ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会第3回財政点検小委員会を開会いたします。本日は御多忙の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。特許庁総務課長の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事進行につきましては、小林委員長にお願いしたいと存じます。

それでは、小林委員長どうぞよろしくお願いいたします。

○小林委員長 ありがとうございます。本日は、「特許特別会計の財政運営の状況について」という議題について、御審議いただければと思います。

それでは、議題に移る前に事務局から、委員の出欠状況及び定足数等について御説明をお願いいたします。

○清水総務課長 本日は、議決権を有する7名の委員全員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づきまして、小委員会は成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。座席表、議事次第、タブレットの使い方については、お手元に紙で配付させていただきました。委員名簿、資料については、お手元のタブレットで御覧いただければと思います。タブレットの使い方についてお困りになった場合には、お席で手を挙げていただくなどして合図をいただければ、担当の者が対応させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、庁議室にいらっしゃる委員の皆様は、御発言時にマイクのボタンを押していただいて、赤く点灯してから御発言いただければと思います。御発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただくと赤いランプが消えます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事の公開についてですが、前回同様、本小委員会では、新型コロナウイルス対応、サーバー負荷軽減等のため、一般傍聴及びプレスへのリアルタイムでの公開を行っておりませんが、会議後に議事録を特許庁のホームページにおいて公開いたします。今回も委員の皆様方に、後日内容を御確認いただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、日本弁理士会の市川ルミ副会長、日本知的財産協会の戸田裕二参与、日本経済

団体連合会知的財産委員会の萩原恒昭企画部会長代行、日本商工会議所の山内清行産業政策第一部長に、オブザーバーとして御参加いただいております。

また、委託調査を実施している、あずさ監査法人から小松野様、山下様、香川様にも御参加いただいております。あずさ監査法人には特許特別会計の分析等を委託しており、技術的事項に関して必要に応じて事務局にかわり、説明をお願いする場合がございます。

続きまして、本日の議題に入る前に、特許庁の森長官より御挨拶をいただきたいと思っております。

○森長官 本年7月1日付で、特許庁長官を拝命いたしました森清と申します。本日は御多忙のところ御参集いただきまして、本当にありがとうございます。財政点検小委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

特許特別会計の財政状況が悪化していることを背景に、本年5月、また6月に財政点検小委員会を開催して、財政状況及び特許料等の料金見直しについて御審議いただきました。御審議では、適切な財政運営の考え方や、必要な剰余金の水準などについて御検討いただき、料金見直しと方向性をお示しいただきました。本当に皆様の御尽力に感謝申し上げます。引き続き、特許庁のサービスを維持・向上していくために、財政運営に関してどのような考え方、取り組みが必要かについて、委員及びオブザーバーの皆様には、ぜひ忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

2. 特許特別会計の財政運営について

○小林委員長 それでは議事に入ります。本日の議題について、事務局から説明をお願いいたします。

○清水総務課長 それでは、お手元の資料に基づきまして、タブレットまた投影もさせていただきますので、御覧いただければと思います。この資料に沿って説明を申し上げます。

4ページを御覧ください。本日第3回委員会で取り扱う内容ということで、ここに提示しております。毎年2回、定期的に委員会を開催する、表のとおり点検を実施するというので、これは第1回、第2回の際にお示しさせていただきました。本日の第3回委員会では、前回までの委員会の議論を踏まえて料金見直し案を、現在内容を固めまして政令を制定するというプロセスに入っておりますが、この料金見直し案の御報告、それから令和

2年度決算を踏まえて歳出・歳入・剰余金の状況、それから令和4年度に向けた概算要求について点検を実施していただくとともに、今後の予実管理に用いるダッシュボードの方針案について御議論いただくという内容にさせていただきます。4ページの表の内容を踏まえた形での御議論になります。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、5ページでございます。最初の項目で、料金の見直し案及びパブリックコメントの結果についてでございます。こちらの内容については、料金の見直し案が固まった段階、またパブリックコメントの結果についても、その節目、節目で内容を御報告しておりますので、ざっと概観を確認させていただければと思います。

6ページ目でございます。必要な増収額の検討ということで、①剰余金の水準として、リスクバッファーとして最低400億円(3カ月分の経費)、これはアメリカ、オーストラリアと同様のもの。②投資資金は2030年代半ばまでに1400億円、それぞれ必要なことを確認していただき、この“必要な増収額”として算出した年間150億円分の増収、値上げで確保すると仮定し、6通りのシナリオ。これは出願件数(高・中・低)×物価上昇率(A:成長実現ケース・B:現状並みケース)でシミュレーションを行い、御検討いただきました。

その結果として、低位シナリオでも年間150億円増収となる値上げにより、400億円程度のリスクバッファーの剰余金が当面確保できるようにする。そうした上で必要な投資資金が確保できるかの推移を見守ることが適切ではないか、ということの方針をいただきました。この方針に従いまして、料金案、見直しの内容を固めたということでございます。

次は7ページ目ですが、この料金案の策定ということで、考え方としては、特許・商標の「権利化後の料金」の値上げで不足分を補う。ただし、権利化前の料金であります、大幅な赤字を計上している国際特許出願(PCT)手数料については、実費との乖離を縮小する。こうした権利化前の料金であるPCTの手数料についても、値上げを行うという考え方に立っております。

また、値上げ後も、欧米以下の水準としたキャップをかけることにしております。その結果として、シミュレーションして増収額を算出した内容が下の表に書いてございますが、特許料105億円、商標関係で14億円、PCT手数料36億円の増収額ということで、合計すると155億円。150億円の年間の増収分の内訳がこのようになっているというものでございます。

8ページから10ページまでが料金改定案でございます。この料金改定案をパブリック

コメントにかける際にも御説明申し上げましたので、再度このような形の料金改定案で、現在パブリックコメントを終えて、政令の制定に向けて最終調整を続けているということでございます。

11 ページ目以降については、料金案についてのパブリックコメントの結果というものでございます。点線の囲いの中に書いてある内容が、パブリックコメントでいただいたコメントでございまして、そのコメントに対する回答を付してございます。これはパブリックコメントの結果でございますので、ホームページ等にもお示しして公開している内容になってございます。この点についても御説明を申し上げておりますので、この後の議論の中で御意見等ございましたら、お寄せいただければと思います。

次に 15 ページでございますが、令和 2 年度決算及び剰余金の状況でございます。

16 ページ目、まず令和 2 年度の決算の状況でございます。歳入ですが、歳入は令和 2 年度についてはおおむね予算どおりの数字で、その決算の数字が出ております。

次に歳出ですが、歳出は執行を 90%程度に抑えたので、予算から決算について言えば 150 億円強の節約となりました。これは審査審判関係経費、情報システム費、庁舎改修費等について競争入札による契約減、契約額を減らしたことなどによるものでございます。そのため、剰余金は、予算時の見込みである 532 億円よりも 150 億円ほど積み上がりまして、685 億円という形での改善が見られたものでございます。

今年度、令和 3 年度末の剰余金は、予算を全て執行すれば、執行率が多くて前提としない額で言えば 409 億円となる見込みでございまして、例年同様の執行率、90 数%ぐらいの執行率がかかる予定でございます。もう少し上積みが期待されるのが現状の状況でございます。

17 ページ目でございます。これまでも何度か剰余金の推移のグラフ、急落してきたグラフというものを、剰余金を立て直さなければいけないということで、御説明申し上げました。今回の決算を受けまして、この決算の状況、それから令和 4 年度までの予算を踏まえた剰余金の推移を示しております。

令和 4 年度末のグラフの一番右の部分をご覧いただきたいと思います。概算要求どおりの予算が認められれば、176 億円の剰余金となる見込みでございます。ただし、このグラフ自体、この赤い線については料金値上げの金額を反映しておりません。これを反映させますと、この点線の点々とあるところで 331 という額になるものでございます。

さらに、令和 4 年度で、庁舎改修がおおむね終了いたします。毎年 100 億円規模の歳出

が庁舎改修でございましたが、5年以降は削減されることとなりますので、ここから収支が改善していくこととなります。本当ですと、もう少し右のところの推移もお示しすることによって、このグラフが過去のトレンドから、どう今回の値上げを踏まえて変わっていくのかということをしっかりお示しすべきものでもございますが、現状、決算の状況を受けた数字ということで、今わかる内容をここにお示ししております。

これが、歳出・歳入と剰余金の推移の大きな姿になっております。

次に 18 ページ目でございます。こうした状況を部門別の経年比較でお示ししている内容となります。

19 ページ目、特許権に係る収支比較でございます。グラフを御覧いただきますと、平成 26 年度以降、歳出が歳入を上回る状況であります。要因としては、外国語文献の増加や技術の高度化による審査負担の増大により定常的経費が増大したことが大きな要因ですが、これに加えまして、システム最適化計画、庁舎改修による一時費用が増加しているということで、定常経費と一時経費の増加がダブルで効いているということでございます。

こうした一時的経費がかかる状況、システム刷新や庁舎改修が終わるまでは、収支が赤字で推移することは免れない状況でございます。少なくとも定常経費については、現行の歳入額の枠内に抑える必要があることは、財政点検小委でも方針をお示しいただいたところでございます。

次のページでございます。このページでは、一時費用を除いた収支を直近 2 年間で確認して見ているものでございます。歳入額と一時的費用を除いた歳出額を比較してみますと、平成 31 年度、令和元年度以降は、マイナス 20 億円の赤字だったところ、令和 2 年度には黒字に転換している。現行、歳入額内で歳出を抑えることが、令和 2 年度の特許の部門別収支を見る限り、それが達成されたということでございます。

令和 2 年度についても、一時的経費の予算額がそもそも少なかったという事情がございます。定常経費についても、一部予算額を絞るなど歳出減を行って収支を改善させた内容になっております。これが特許権に係る収支比較の現状でございます。

次のページが意匠権に係る収支比較でございます。意匠については、平成 25 年度以降、外国語文献の急増への対応と、赤字幅が拡大しているということです。部門別の収支で見ると、ずっと赤字傾向である。規模はそれほど大きくありませんが、こうした構造にあるということでございます。

では、今回の見直し、料金の引き上げについて言えば、意匠権については料金見直しを

行っていないということです。料金については、他国と比して意匠権の手数料を高く、そうした状況もあって今回見直しを行っていないということになっています。ただ、実費に比して手数料が安い構造であることは変わりありませんので、歳出が大幅に増えないように注視し、特許特会全体への赤字の影響を抑えていく必要があることは、こうした状況からも明らかであろうと考えております。

22 ページの意匠権に係る収支比較②でございます。こちらにも一時費用の影響を除いた金額を見えています。収支は多少の改善を見せております。これはコロナ禍による旅費の支出減等によるということで、コロナ関係の影響ですので、一時的な要因、特殊な要因になるかと思っています。意匠権の部門別収支の赤字が、いずれにせよ他部門の黒字によってカバーされる構造にありますので、意匠部門の定常経費の支出額を大きく増大させないよう注視していくこと、コントロールしていくことが必要になると考えております。

意匠の状況は、以上でございます。

23 ページ、24 ページが商標権に係る収支比較でございます。御覧のように商標は、収支は黒字で推移しておりますが、商標登録出願増への対応が必要になっておりまして、黒字幅が縮小しているのが商標の部門別収支の全体的な状況でございます。今般そうした出願増への適切な対応も踏まえて、商標登録料の値上げを実施することにした次第です。先ほどお示ししたとおりでございます。こうした状況を全体で見ますと、特許、商標の部門別収支の黒字によって、他部門である意匠、PCTの赤字を支えているのが現状の構造であるということです。

出願増に伴う歳出増は、やむを得ず発生する。当然コストが発生するわけです。一方で歳入増というのは黒字要因、収入増要因、増収要因でございますので、ここでの黒字幅増大をしっかりと図っていき、特許財政全体を支えていく役割を当座期待することを目指している状況にあるかと思えます。

24 ページは、一時費用を除いた歳出の状況を比較しているものでございます。出願増の対応により歳出が増加、一方で歳入も増加のバランスでございますが、収支は多少改善している。平成31年度から令和2年度には改善している状況でございます。何度も申し上げますが、引き続き、歳入の動向、イコール出願の動向をしっかりと注視していき、このバランスを維持していく。黒字幅の増大を目指していくことになろうかと思っています。

25 ページ、26 ページ目がPCTに係る収支比較でございます。25 ページを御覧いただ

きますと、PCT出願の増大を図るため、手数料を実費に比して低額にしてきたということ。そうすると出願増に伴い収支の赤字幅が拡大していくという構図で、こうした収支の状況、マイナス幅の拡大ということになってきておりました。

令和2年度は、一時費用等の歳出減により収支が改善しておりますが、根本的な赤字幅縮小ということが当然、相当規模の赤字が継続しているということでございますので、手数料の見直しが必要との判断に至り、料金見直しを行うことにしたわけでございます。今般、実費の約7割程度をカバーする水準まで料金値上げをするということで、その手続を進めているということでございます。

26ページでございますが、一時費用を除いた収支を見てみますと、2億円程度の改善でございます。収支全体の改善は、一時費用の影響が大きいということのようでございます。したがって、しっかりと定常経費部分のバランスを、今回の料金引き上げ等お認めいただいたということでございますので、こちらのほうでしっかりとその推移を見ていく。出願増による歳出の伸びと、手数料値上げ後の収支を、今後注視していく必要があると考えております。

以上が、部門別の収支比較の内容となっております。

次に27ページ、28ページでございます。今度は、部門別の出願等の件数の推移を見ております。27ページは、特許とPCTの内容となっております。特許については、出願件数と審査件数、令和元年度、2年度、3年度の状況というもの、3年度については上半期の4月から9月までの直近の状況というものを示しております。

特許については、令和2年度は、コロナ禍の影響によって出願減、審査請求減でありましたが、令和3年度に入りまして、出願は微減ですが、審査請求数が大きく改善している状況でございます。先般お示しました高位、中位、低位のシナリオ、あるいは出願件数に基本的に沿って高、中、低というものを分けておりますが、特許の状況を見ますと、低位から中位に当たる状況で推移しているのが、直近の状況かと思っております。

次に、27ページの真ん中下にある国際特許出願件数、これがPCTの状況でございます。令和2年度は、令和元年度に比べてコロナ禍の影響で減少している。令和3年度についても低調のままになっておりまして、厳しい状況にあると思っております。こちらはシナリオ上に当てはめると、低位の状況で推移していると思っております。

28ページは、意匠と商標の出願件数推移の記載がございます。意匠については、令和2年度はコロナ禍にかかわらず増加していて、令和3年度の足元では減少傾向にあります。

どういう要因でこうなっているのか、要因の分析をまだしっかりと見きわめられてございませんので、こうした要因を見きわめていくことが必要かと思っております。意匠の状況はこんな状況です。

商標ですが、令和2年度は、コロナ禍にもかかわらず増加。令和3年度の足元を見ても、高い水準で増加しております。これはシナリオで当てはめると、高位シナリオに相当しているということでございます。特許、PCT、商標の動きについては、当てはめて推移で今どこの状況にあるのか観測していくことはもちろんですが、何よりも要因をしっかりと見きわめて、そのトレンドの意味するところを理解し、今後の状況に備えていくことが大事であると思っておりますので、そうした分析にしっかりとつなげていきたいと考えております。特に令和3年度、半年分のデータですが、後半年度もしっかりと状況を確認し、また御報告させていただければと思います。

以上が、月別の部門別出願件数等の推移でございます。

30ページからは、令和4年度の概算要求の状況でございます。こちらの御説明を申し上げます。

31ページで、特許特会の概算要求額の内容を簡単にまとめております。歳出ですが、対前年度比で5億円減にしております。基本的には、早期に定常経費を現行料金体系内、料金引き上げする前の段階の現行料金の体系のもとでの歳入を下回るものとすべく、予算額を設定しているという考え方になっております。

一時経費は、想定外の経費増額はなく推移と書いてございます。これは次のページで御説明申し上げますが、想定外の経費増額はないのですが、想定内の経費増額があるものですから、これを定常経費でしっかりと下げて、バランスさせて全体を減額にしている状況でございます。したがって、定常経費は、情報システム費、審査審判関係経費をしっかりと概算要求の中でも削っているのが、今年の大きな状況でございます。そうすることによって定常経費部分が、現行料金下での歳入を下回る見込みの内容になっております。

次のページです。今申し上げました情報システム費、審判関係経費で、特に定常経費部分に大きな歳出抑制をかけることになっておりますが、これは庁舎改修費等が、令和3年度予算から令和4年度要求について60億円の増額になっております。財政再建の状況の財政状況が厳しい中で、どうしても増額がかかってしまう。と申しますのは、令和4年度が最終年度でございまして、庁舎改修等の場合は、最終年度に引き渡しとともにその支払いが発生するというので、どうしてもまとまった額の増額がここで必要となるというこ

とでございます。これを吸収して、かつ前年度よりも抑えるということで、情報システム費、審査審判関係経費は、まさに審査の質であり、またスピードに影響のあるところは大きくスリム化しなければならない状況にあるものでございます。

一方で、政策経費等、つまり中小企業・大学支援等については、5億円の増額の予算計上をさせていただいております。というのも、国会で料金体系の見直しを含む法改正を御議論いただいたときに、こうした料金引き上げの際に影響が及びやすい中小企業、大学等の支援、出願支援等をしっかりと提供していくことを、ラストの国会の御議論の中でもいただきましたので、内容は見直した上で5億円の増額にしている状況でございます。

全体の概算要求額の内容については、以上でございます。

33 ページ、34 ページは、概算要求をポイントとしてお示ししております。御覧いただければと思います。

35 ページから、最後の項目となりますが、予実管理の方向性（ダッシュボード）ということで、ダッシュボード案、こうしたダッシュボードの考え方でお示しました。実際ダッシュボードで管理していくというのは、決算の状況が秋の段階で出ますので、今回の状況が秋の委員会でお示しできている。実際にダッシュボードを確認していくのは、来年の秋の開催時からになります。したがって、こうしたダッシュボード案、この考え方でよいのかどうかというところを、本日は御議論いただければと思っております。こちらに提示している数字は、現状の数字をこの中に入れておりますが、あくまでも、こうしたデザイン、ダッシュボードの考え方について、これでよいのかどうかという内容でございます。

36 ページですが、剰余金管理で実績、トレンドを見ていくということの、トレンド分析の内容となっております。財政状況をしっかりと可視化したいということです。剰余金については、足元の実績と将来予測を通じて管理していくことが基本ですが、実績トレンドについて左の棒グラフ、剰余金トレンドは、近年5カ年程度の剰余金の推移、それから低位、高位のシナリオを提示させていただきまして、また、今後必要となる投資的資金を比較していくことで可視化したいと考えております。

右上にある収支差トレンドというのものも、しっかりと見て、収支差実績の推移を確認したいと思います。また、右下の部門ごとの収支差の実績について、前年度、前々年度と比較し著しい変動が生じていないか、過去のトレンドを検証して随時確認を行うことにしたいと考えております。

37 ページ目ですが、将来シミュレーションでございます。将来の収支見込みは、過去の出願件数等をもとに予想していきたいと思います。予想値と、5年先までの必要な剰余金等を比較することを考えております。その上で、トレンド分析（将来シミュレーション）と書いてある下のところ、2025年度における必要額との乖離予測が、あと幾ら必要なのか、ないしは上ぶれている、下ぶれているという内容が示されるとともに、現状の乖離の状況を維持した場合の将来予測として、リスクバッファ400億円を維持しなければいけないわけですが、このリスクバッファ400億円という数字を下回ってしまうようなトレンドがある場合には、そのリスクバッファを下回るまで、あと何年という状況であるということ。ないしは必要積立額にきちっと近づくように、剰余金が積み上がっていったようなトレンドの場合は、必要積立額達成まであと何年。こうした状況をしっかりとお示ししていきたいと思っております。

38 ページですが、こちらは件数になります。歳入が出願件数、審査請求の件数によることは、御説明申し上げたとおりでございます。部門別に、出願件数、登録件数等の実績及び将来のトレンドを分析したいということでございます。特に、本年、前年、前々年の実績比較をして、数値に大きな増減が生じた際には特に厳しく状況を監視し、剰余金に与える影響を丁寧に分析していきたいと思っております。基本的には、出願件数ないしは登録の件数、審査請求の件数、こうした件数として把握できるものをしっかりトレンドとして理解し、将来を予測していくこと、ないしは必要な手をそれに応じて講じていくということかと思っております。

39 ページ以降は、参考資料として、出願の低位、中位、高位のシナリオ及び歳入シミュレーションの高、中、低の条件をお示ししております。

説明は以上になります。

3. 自由討議

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、自由討議に移りたいと思います。庁議室にいらっしゃいます委員は、御発言の際は挙手いただくようお願いいたします。また、オンラインで御出席の委員については、チャットに発言希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際にはマイクとカメラをオンにさせていただくようお願いいたします。オブザー

バーの皆様も御発言の際は同様にさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、御自由に御意見、御質問などありましたらお願いいたします。

長岡委員どうぞ。

○長岡委員 どうもありがとうございます。せっかくの機会ですので、コメントと質問も含めて3点申し上げたいと思います。

1つは、料金値上げの今後の考え方です。今回は意匠と、余り議論してきませんでした。が実用新案、これは料金を全く値上げしないということだったと思います。基本的には経済学者が言うマージナルコスト、処理のための限界費用は、各分野でカバーしたほうがいい。それで固定的費用を、知財全体の観点から最適に負担していくのがいいと思うのです。現状では、実際問題、固定費的なところも全部実費に入っているようです。このため、例えば意匠等の値上げをすべきかどうかという判断が難しくなっていると思います。今後はこうした角度からの検討もできるように、データの収集等の工夫が重要だと思います。

2番目は、最近の動向ということで非常に興味深く拝見しました。27ページ、28ページです。出願データはまだ公開になっていない部分も多いと思うのですが、コロナ危機など大きな経済ショックがあった後の特許出願、意匠出願、商標出願の動向というのは経済の動向を占う上でもすごく重要です。もう少し詳しい情報が例えば技術分野別とか、出願国別とか、そういったものがあると特許庁の行政にも非常に役立つと思いますし、経済政策の面でも役に立つ可能性があるのではないかと思います。

この間、欧州知財庁のチーフエコノミストのお話を伺っていたら、商標出願が大きく増えているとのことでした。原因は中国、米国等において、エレクトロニック・コマースの分野の出願がすごく増えているということだったのです。このような少し詳しい分類による情報の提供を、特許庁ができれば、非常に有益な情報になるのではないかなと思います。COVIDに対する各国の経済がどのように反応しているのかということも占う上でも、重要ではないかと思った次第です。

これに関連して質問ですが、審査請求が最近すごく増えているというのは、とてもいいニュースだと思うのです。しかし、経済が不透明になったので3年までぎりぎり審査請求を待っていて、それが最近なされるようになったのか、それとももう少し前向きな請求なのか、もしそれがわかれば、この先行きを占う上でもすごく重要なかなと思っていました。

3番目は、支出のほうですが、AIとかデジタルトランスフォーメーションというのは、

日本政府でもすごく重要な課題になっていて、特許庁はビッグデータを持っていらっしゃるし、中央省庁のデジタルトランスフォーメーションで、重要な、模範的な効用を示すことができる可能性もあると思います。そういう意味でAI等の分野で2億円の支出しかないというのは、少し少ないような感じもしたということでもあります。これは感想です。その3点です。

○小林委員長 ありがとうございます。

重要な指摘をいただきました。1つは費用の負担の問題ですね。それと出願の状況分析が非常に重要であるということと、審査請求が増加していることについてどういう状況なのかということで、これは御質問だったと思います。お答えいただければと思います。

○野仲調整課長 調整課長・野仲でございます。御質問いただきまして、ありがとうございました。大変重要な御指摘かと思えます。

正直なところ申し上げますと、実際に審査請求のタイミングが、コロナの関係から一旦遅れて、その後またぎりぎりになったものが請求されることが増えているのかどうか等についてはまだ分析できておりません。重要な観点だと思えますので、調べてみたいと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。この支出というか、先ほどのダッシュボードにも関係してくるのですが、この特許等によって経済的影響を受けている人たちが、どの程度負担して、それで収入と支出との間の均衡関係がどうなっているのかということで、受益者というか、負担していただいていることと、それから特許等自体が国の競争力に非常に関係していますので、その辺の効果をどう見せていくかということも重要ではないかと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、土居委員、次に佐藤委員をお願いします。

○土居委員 御説明どうもありがとうございました。料金改定については、私はこのとおりで今回はよろしいのではないかと思います。

今後ということで付け加えて申しますと、長岡委員もおっしゃったように意匠の収支のアンバランスが若干気になるということで、先ほどの御説明では、諸外国の動向をにらむと日本は料金を上げにくいという御発言だったかと思えます。この小委の初回の資料をもう一回思い起こして見ていたところ、意匠についてこの小委で相当クローズアップして議論したわけではないのですが、国際比較の資料を出していただいていた。確かに出願時は

それほど他国より突出して高いわけではないけれども、年金が高いと。特に20年維持すると、かなりほかの国よりも高くなる。

そういうことならば、本日の資料の22ページにあるように出願のところで収支のバランスが崩れていて、年金で若干取り返している感じに見えるところに鑑みると、出願時にもう少し上げつつ年金を下げることでバランスをとることで、諸外国と遜色のないところに持っていける可能性はあり得るかなど。少なくとも第1回の小委の資料によると、10年までならばそれほど突出して高くないのだけれども、20年になると高いということが意匠の我が国の料金体系になっているということなので、そのあたりのバランスを今後どう考えるか。

しかも20年という年月が、今後意匠においてどれぐらい妥当か。20年も維持しようとする方が、ないしは企業がどれほど多いのかということもにらみながら、時の流れが早いとデザインも時代遅れになるということだとすると、維持しようとなさらないかもしれない。すると、20年で他国より高いからといって、それほど問題ではないかもしれません。逆に出願時の料金を上げ過ぎると、意匠の出願を鈍らせてしまうデメリットもあるところのバランスの問題があると思うので。今回は別に据え置きで構わないと思いますが、今後の課題としては、長岡委員もおっしゃった問題意識は私も全く同感で、できる限りそれぞれの部分で、それぞれで一応ある程度賄えるようにする。それぞれの間でクロスサブシディゼーションを露骨にしないほうがいいというのがあるので、今後の課題としてはあるのかなと思います。

あと1点は超越的な質問になってしまうかもしれませんが、岸田内閣になって経済安全保障がクローズアップされているところで、今後、特許庁としても、財政基盤を安定させながら、より新たなニーズに応じていけるようにすることはますます重要なのかなと思います。たかが料金、されど料金で、料金をいただくことによって財政基盤を安定たらしめて、それでいろいろ特許庁としても積極的な施策なりに用いることができるという面があると思いますので、そのあたりで何か今のところ御方針というか、お考えというか、取り組みが既になされていることがあればお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。意匠の収支のアンバランスの問題をいただきました。どういう取り組みかということです。お願いします。

○清水総務課長 ありがとうございます。まず意匠については、先ほど説明申し上げまし

たとおり料金の国際比較から見たときに、現状その収支で見ると赤字状況、賄えていない状況があることがわかりながら、今回はそこに手をつけることなくするというので、ある種推移を見たということかと思えます。今回の法改正等の考え方もそうですが、法定料金だったものを政令で委任して、ある種、機動的にしっかりと状況に応じて見ていくことにしていることでもございますので、そうした状況の中で、先ほど土居先生からいただきました、その料金と年金のところできっとしっかりとバランスしていく話であるとか、そういったことも見据えながら収支の改善というもの、歳出をしっかりと抑えてそういうバランスをしていくことが、ある種の現状では基本になっていることかと思えますので、しっかりとこうした推移を見ていきたいと考えております。長岡先生から御指摘のあったマージナルコスト、実費というものをしっかりと見ていくということ。こうしたことでマネジメント改善をしっかりとやっていきたいと思っております。

2点目については、新しいニーズ等についてはもちろんですが、現状、料金を引き上げることをお認めいただいて、手続を進めておりますが、まだ政令の公布にも至っておりませんので、400億円のリスクバッファをどうやって出せるかまずはそこを達成して、その中でさまざま起こり得るニーズについて、料金の柔軟な見直しも念頭に置きながら進めていくべきかと思っております。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員 私からは令和2年度の決算、それから令和4年度の予算の点検に関して、3点お伺いします。

まず1点目がスライドの16ページで、令和2年度の決算が、歳出額が当初の予算よりも156億円抑制されているということです。これが一時的要因とみなしてよいか考える上で、定常で109億円、その他で47億円抑制されているのですが、その入札金額のずれとか、それ以外にも大きな項目があれば、お差支えない範囲で教えていただきたいと思います。

それから2点目が、入札に関しては、予定価格の算定で見直す点はなかったのかという点で、令和3年度は特に想定外のことはないという御説明がありました。今後も同様の大型案件などがあるのかなども含めて、お教えいただければと思います。

それから、予算についてはスライドの31ページのところです。令和4年度の予算をつくるに当たり、まだ令和3年度の決算がないということで、月次のデータなどをお示しいただきましたこと感謝申し上げます。この説明で、想定内の一時的経費の増加があったけれ

ども、それは定常経費の抑制によってバランスをとったという御説明だったのですが、そこが私もよくわからなくて。予算に何かバッファがあったのか、どうやって定常経費を抑制されたのかということでございます。

以上、細かい点になってしまったのですが、いわゆるシナリオ以外の要因で足元が動いてしまうと、将来の予測の信頼性にも影響するかなと思ひまして、お伺いする次第です。

○小林委員長 ありがとうございます。事務局のほうで答えをお願いします。

○清水総務課長 まず令和2年度決算で、156億円分ということで抑制をかけた、執行率を低く抑えたということになっておりますが、一時的経費、定常的経費ともに、競争入札ないしは競争環境を整えたことで契約を全部抑えたということございまして、一時的経費のほうが比較的。いずれにしても、両方にしっかりとこの厳しい状況下で執行率を抑える形での競争入札の状況を入れたので、その効果が基本的にありました。ただ、毎年その執行率このパーセンテージでいけるかということ、例年もう少し執行率は高いものでございますので、その意味では令和2年度は、この努力がある種功を奏した、効いたということかなと思っております。

もう1つ、庁舎改修費については、こちらの資料につけておりますが、一部繰り越しがあったので翌年度に移したものの中にはあります。それは翌年、支出として出て行きますので、そのようにある種見えている部分が若干あるということであろうかと思っております。

それから、一時経費と定常経費の関係ですが、先ほど想定外の経費増額はなく推移したけれども、想定内の経費増額があったと申し上げましたのは、庁舎改修が令和4年度までということがはっきりしているものでございます。それは最終年度、どうしてもドンと歳出額が増えてしまうし、支払い額が増えてしまうことは、ある意味想定していた内容のものでございます。

一方で、特に料金引き上げを議論している年、ないしはそれが議論の俎上になっている中で、全体の特許特会の予算を抑えなければいけないということ、必ずしもそうではないと思いますが、いずれにしても財政状況が厳しい中で、歳出をどう抑えていくかという中では、一時経費の支出増が大幅にあるからといって、その分は予算が大きくなったというわけにもいかないと思ひますので、そこはある意味定常経費の抑制にそれだけ力を入れて、本来ならばこれ以上抑えると審査審判のクオリティとかスピードに本当に影響が出る中で、まだ抑えられるところはないかということで、例えば審査をする際に外注に出して資料の

調査をするということがございます。そうしたものを厳選して数を減らしたいということで抑えるべきところは抑えて、今回のような全体の仕上がりになっているわけです。要するに将来のシナリオをしっかりとしていく中で、余り想定外のことが起こって大きく減らせるとか、何か想定外でふえましたということがないようにすべきというのはもちろんそうだと思いますが、我々の中では、ある種財政再建に向けた歳出抑制の、聖域なき歳出抑制の種努力の結果として、このような仕上がりになっていると思っております。こうしたことを、料金引き上げをお認めいただいた後、増収があっても当面は継続して、しっかりとした剰余金を積み立てていく目標に向けて努力していきたいと思っております。

○小林委員長 よろしいでしょうか。

○佐藤委員 ありがとうございます。想定外のことが起きたときは、ぜひそれもしっかりとダッシュボードのところにあわせて説明いただくと、シナリオの説明力が増すのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

○小林委員長 ほかにいかがでしょうか。

梶川委員どうぞ。

○梶川委員 御説明ありがとうございます。その上で3点ほどですが、1つは、長岡委員、土居委員もおっしゃっていたことですが、値上げの効果が予定されたように上がるかどうかというところは、セグメント冒頭での限界利益というか、いわゆる変動的値上げをした結果、上がった収入と変動的にかかるコストの差額の話は正確に実績を追って全体としての増収が予定どおりか、御確認いただくのは大切ではないかと思います。費用の配分は一般企業でも何となく、やや共通費の配賦は政治的なこともあるのですが、でき得る限り固定費の配賦以前のところでも、わかりやすく作業として限界的にどう利益が上がっているのかなというのが1つ。

その上で2つ目になりますが、結局トータルでは、もちろん特許会計は全体として手数料と全体費用ということだと思っておりますが、今話題になっていたように種別での御負担の在り方とか、それから出願時と審査時という年金をどういう。少しこういう値上げを分析しながら基本的な考え方のようなものの整理を今でもされていると思うので、そこを少しわかりやすく発信も含めてされていくことが重要になるのかなと。特に政策的な配慮の部分というのは難しいのですが、本当は受益者負担だけではないような要素もないではないのではないかと。日本の科学技術の政策的な。この辺に関しては事と次第によっては、別の一般会計とかそちらのお話にもなると思うのですが、本来ならばこの部分は公的に負担し

たほうが、政策的にいいのではないかということの前提となる会計でもあるのかなという気がするのが2つ目です。

それから、技術的なダッシュボードのところですが、この予算管理というのはすごくわかります。基本的にここに言われる剰余金は、ある意味では現金というか、預金というか、歳出・歳入の現金ですね。資金ですね。この剰余金の中には、私は会計制度のほうになるので、どうしても複式簿記的な発想に陥ってしまうものですから、いわゆる経常的な収支の意味の普通の企業で言う剰余金の部分と、それから資本的支出の部分というか、いわゆる庁費とかシステム改修の部分と合わさった資金管理になっているのですが、これは性格がどうしても違わざるを得なくて、当初の経常経費の剰余は本当に業績的剰余なんですけど、資本的支出の剰余、差額があるというのは、支出のタイミングでもすごく剰余が動いてしまうわけです。本来ならば35年に出すべきものが、32年からちょっと出さなければいけないよねとか、もっと言えばシステムは新しいシステムにすごく効果的だから、少し早めに前倒しでシステムを変えていこうとか、こういったことで明らかに十分剰余がありながらも、ないように見えてしまう。支出が早まれば、ないように見えてしまうみたいなのところがございます。資本的な計画はタイミングの問題も入るものですから、そこを合わさった形で整理している部分もあるものですから、そののわかりやすい分析をかけていただきながら、ダッシュボードの予算管理につなげていただいたほうがわかりやすいのではないかと思います。ですから、基本計画の歳の部分と、経常的な行動での歳部分は、少しお分けになったほうがわかりやすいかな。企業会計では、それがBSとPLに出てくるところです。

長くなりましたけど、そんなことで3つ感じた点でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。今までいただいた御意見とも関係しているところで、重要なことだと思います。費用の部分と限界利益を御説明するというか、示すということで料金を負担していただいている方に対する説明責任になるということだと思います。その種別で負担の部分も基本的な考え方を発信することが重要だと思います。

見せ方として、梶川委員の御指摘の、トータルで見ると収支というので剰余を出しているところで、庁舎の基本的支出の部分が含まれてしまっていて、それが支出のタイミングのときで大きなぶれが出てくる。ぶれと言ったら適切ではないかもしれませんが、出てくるということです。そこが整合的に説明できるようにしていったほうがいいと思いますので、そこは留意したほうがよろしいかと思います。

何か事務局からコメントございますか。よろしいですか。

ほかにかがでしょうか。

亀坂委員どうぞ。

○亀坂委員 まず、この小委員会が財政点検小委員会という名前なので、どうしてもスライドの16枚目の令和2年度決算の状況が気になります。先ほども御指摘があったとおり、令和2年度予算額よりも決算時において剰余金額が増大というのが、どうしても気になります。まだ一部分析中ということは御説明いただいたのですが、もちろん確証はないのですが、コロナ禍の影響も大分あるのではないかと私は思ったのです。

というのは、大学の状況を見ますと、私は経済実験もしているのですが、対面の経済実験といった研究がほぼほぼコロナ禍の発生と同時にストップしてしまいました。我々はその他の研究も遅れてストップしてしまって、オンライン対応とかコロナの環境変化に対応するために、研究がかなり遅れてしまった人たちが大学の中にも非常にたくさんいるのです。その状況から推察すると、今は特許出願まで手が回らない企業もあったのではないかと思うのです。

先ほど、一部旅費等の支出が減ったために、歳出が減った面もあると御説明いただいたのですが、さまざまな形でのコロナ禍の影響を分析しきらないと、大体わかってからでないと、令和2年度の決算の状況がなぜこうなったのかというのが、よくわからないと思うのです。ですから、それに逆にとらわれ過ぎないほうがいいと思っています。中長期的にまずはスライドの6枚目、7枚目でお示しいただいたような方針で、確実に何があってもどんなことがあってもリスクバッファとして必要な、最低400億円といった最初に見積もった金額は、まずは確保する必要があるのではないかと思うのです。ですので、スライドの6ページ、7ページで示していただいた方針で、逆に進むしかないのかなど。それでコロナの影響とかわかってから、また次のことを考える、修正するという形で料金体系を見直したほうが確実なのではないかという印象を持ちました。

36ページのダッシュボード案にも共通することだと思うのですが、ダッシュボードを示すときにも、コロナの影響がわかり切っていない状況で開示するとしたら、それを注釈するか注記する必要があると思うのです。わかったらわかった範囲内でそれを開示するという形で説明したほうが、確実なのではないかと思いました。

本日たまたま10時に防災訓練というのを初めて私も特許庁内で経験したのですが、何か震度5弱を想定して、机の下にもぐってくださいというアナウンスがあったのですが、

つい最近も震度5弱の地震を関東地方で経験したばかりで、実は私の研究室のプリンターが、その地震を機に動かなくなってしまうて今すごい困っているんです。困っている理由の1つが、同じ機種の後継機種を頼もうとしたら、半導体不足で入荷見込みなしとなってしまったんです。それ以来非常に仕事の効率が落ちてしまって、しかも実ベースのコストが高くなるので、日本は地震大国ですので、災害大国ですので、本当に喫緊の課題として、確保すべき剰余金は確保していただいたほうがよろしいのではないかと感じました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。コロナの影響というのは、どのぐらいその分析といたしますか、状況として把握している状況なのでしょうか。事務局でわかりますか。

○野仲調整課長 調整課・野仲でございます。例えばコロナの影響で旅費が、というお話がありましたが、調整課では、審査官のいろいろな旅費を抜かっておりまして、審査官が海外に行って他庁と協力する際の旅費とか、国内で出願人の皆様と面接するために出張するときの旅費、こういうものの執行が大幅に下がったというのは事実でございます。ただ、予算規模として審査部で使っているものは、両方合わせて8000万円ぐらいだったと記憶しております。その執行が減ったと言っても、全体に与える影響は僅少なのかなという認識をしております。コロナの影響という意味では、目に見える部分ではインパクトは大きいのですが、金額的なインパクトとしては、それほど大きくなかったという認識をしております。

○小林委員長 出願者の影響というか、特許出願をこのコロナで見合わせたとか、そういう状況の把握は可能ですか。

○野仲調整課長 そちらについては、本日オブザーバーで来ていらっしゃる皆様のほうがお詳しいかもしれませんが、我々としては出願数とか審査請求の数については、本日の資料でも示している状況であると認識しております。昨年度は、実際に落ち込んでいる件数はコロナの影響もあったかと思っておりますが、今年度は大分、特に審査請求については回復しております。

○清水総務課長 令和2年度の決算を見ますと、あわせて歳入の決算の額が出ていますが、こちらは当初の予算ベースよりも4億円減にとどまっているということでもあります。大きな状況から言うと歳入の側は減っていないので。こうした出願であるとか、あと年金はどちらかといえばストックの話でございますので、フローのところはそんなに動いてないのではないかというふうなマクロのあれはございますが、ミクロについてはお話を伺わせて

いただきたいと思います。

○小林委員長 戸田様お願いします。

○戸田様 日立製作所の戸田です。その点に関しては、今年の3月に日本知的財産協会でシンポジウムを行いまして、大企業中心にコロナ禍での知財活動状況を聞きましたが、外見上はそれほど影響を受けていないようです。中小企業など規模が大きいところは、少し影響は出ているのかなと感じています。

数的なものではないのかもしれないのですが、イノベーションの創発というのは対話とか人との触れ合いから生まれることが多く、リアルな対話が減ったことによる影響を受けているのかもしれない。その点は、私どもの会社でも感じているところであります。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。重要なことだと思います。

萩原様お願いします。

○萩原様 凸版印刷・萩原でございます。今、戸田さんがおっしゃったとおりですが、基本的には、うちの場合は、出願件数は減っていない状況であります。一方で、実験を要するような技術開発については、ステイホームが推奨されておりましたので若干滞っているのですが、そういう意味では基本的な研究開発についてはいいのですけれども、お客様がついているような、しかも実験が必要なところについては影響があったと思っております。ただ基本的には、そんなに件数的にはうちの場合は減っていない状況であります。

○小林委員長 ありがとうございます。

山内様お願いします。

○山内様 商工会議所の山内でございます。毎月、定点で景気状況の調査を取っており、3000社ぐらいの中小企業に聞いています。この調査によると、現在、大体3割ぐらいの企業は徹底的にコロナの影響で打たれていますが、7割ぐらいが徐々に改善してきているところです。また、東京商工会議所では、知的財産を含めて、イノベーションに向けた取り組みに関する調査を実施したところ、7割ぐらいは前向きに取り組んでいるという結果が出ています。ですから、徹底的に打たれている企業の切れ目としては、3割というのがあると感じています。

前向きに取り組もうという中小企業の声として、対面がなかなかないので、ビジネスがやりにくいという声は当然あります。今回、オンラインが結構使えるようになって、地方には余り知財の専門家がいまないので、こういったときに日本弁理士会さんとか紹介する。

オンラインでつなぐことができるツールも出てきています。我々は経営相談を受けているわけですが、そういうものを活用したという声も聞いています。尤も、全体とすると正直余力がないので、そこまで手が回らないところも多いです。ただ、今後、世の中が変わっていく。今までどおりのままだと食べていけないときには、知的財産を活かしていかななくては、というニーズはあります。うまくそこを底上げできれば、今ちょっと余力がないところも、少しは知財に目を向けてくれるのかなと思っております。

○小林委員長 ありがとうございます。貴重な情報をありがとうございました。

滝澤委員から御発言の御希望がありますので、よろしく申し上げます。

○滝澤委員 ありがとうございます。1点は、料金案についてのパブリックコメントに関する単純な質問です。11 ページ目ですが、PCT料金の引き上げ幅を抑制すべきというパブリックコメントがございましたが、料金で実費の3割程度しか賄われていないということで、一時費用を除いた費用で赤字が大きいのはPCTだと思います。抑制すべきという御意見が出された背景には、出願される側に何か値上げによる大きなデメリットとか、御懸念があるのかどうかとか、単に値段が上がることを嫌がられているのか。もしこの点ヒアリングなどされていれば、お伺いできれば思いました。

もう2点あるのですが、2点目は、27 ページからの特許出願件数の推移とか商標出願件数の推移です。もしかするとネットワークの関係で議論が全部キャッチアップできてなかったのですが、これは国際比較されてどうなのかということを知りたいと思いました。コロナが経済に与えた影響は各国でかなり異なりますので、諸外国と比べて特許出願件数とか国際特許出願件数の減りが日本は大きいのか、あるいは減ったまま回復していないのは日本だけなのかどうかということです。国際比較という観点で知ることができればと思いました。例えば諸外国で経済の回復が早い国で、出願件数も減りが少なかったのかとか、そういったことがわかると恐らく今後の予測にも有用かと思いました。

最後3点目ですが、これはある意味長期的なシミュレーションとも関連するお話ですが、これまでも資料でもしかすると御提示いただいたのかもしれませんが、最初に長岡先生がおっしゃった限界費用の計測というのは難しいかもしれませんが、単純に平均費用ですね。平均費用の計測というのは可能なように思うのです。例えば情報システム刷新とか運用の効率化によって、特許出願1件当たりの平均費用が下がっているのかどうかとか、費用単価の経時的な変化も見られると、システム導入の効果で生産性が上がっているかどうかという検証に役立てられるのではないかと思いました。

私からは以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

最初の2つについて、事務局からお願いしたいと思います。

○清水総務課長 まずPCTの料金引き上げのお話ですが、PCTを利用される、ないしは国際出願をして、世界でのマーケットをにらみながら産業財産権を取得される、特に影響の強い方にとっては値上がり幅が大きかったので、そこをなるべくビジネスに影響が出ないように減らしたいという一般的な状況が背景であったように思っております。業種業態によってヒアリングさせていただいても、特にPCTに影響があるところ、自分のところはそれほどPCT出していないのでという話。PCTに出願している件数が大きな方も、単純に計算してその場で計算されて、こんなに来年度は費用がふえるのかということを書いておられる方もいる。そうした状況の中で、それでも必要なものは出しますと言われる方が、ヒアリングの結果多かったという理解であります。特に影響がある方については、パブリックコメントで御意見がきたということでもあります。それが1点目でありませぬ。

2点目の、月別の特許、意匠、商標等の出願件数の推移のグラフですが、データはあるはずですが、国際比較はまだやっております。最初に長岡委員からも御指摘のあった、特許庁の持っている出願動向のデータをしっかりと分析し、解析し、それを有用な形で分析に使っていくことについて、改めてこうした分析を進めたいと思っております。

○小林委員長 ありがとうございます。

3番目の御指摘のところは、ダッシュボードにどういうふうに見せてというか、説明していったらいいかということで、非常に重要な観点だと思うのです。つまり収支の差は収入の増もありますが、コストをいかに抑えているかというところで、1件当たりコストみたいなものを平均費用で出していければということにつながると思いますので、この点については、ここで一旦5分間だけ小休止させていただいて、小休止した後にまた議論させていただきたいと思ひます。

○森長官 その前に、特許とかの出願動向のコロナの影響ということなんですが、中国はちょっと特別でございまして、知財をどんどん取りに行こうということでございまして、特許出願が150万件ということで日本の5倍、実用新案は300万件ということで日本の500倍、意匠はたしか70万件で日本の20倍、商標は945万件で日本の50倍ということで、2年前に量より質をとということで若干特許の数が下がったのですが、また去年上がっている

状況でございます。

ほかの国については、日本と大体同じでコロナの影響で若干下回ったけれども、また伸びているとか、またコロナの影響を感じずに、意匠など、日本以外のところは結構伸びたりしております。ブ렉ジッドの影響でイギリスは、商標や意匠が最近急に伸びている。そういう政治的影響で急に伸びているようなところがありますが、中国の動きは別として、中国以外は日本と同じように、それほどコロナの影響が出願件数に影響を受けているわけではいと考えられます。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは5分間の小休止に入りたいと思いますので、5分後に再開したいと思います。よろしく願いいたします。

〔暫時休憩〕

○小林委員長 皆様、5分の小休止をここで終了して再開したいと思いますので、よろしくお願いたします。本日は自由討議でございますので、いろいろな御意見をいただきたいと思っております。

土居委員どうぞ。

○土居委員 些末な話ですが、先ほど梶川委員がおっしゃっていた点は非常に重要で、つまり剰余金と言いながら、いろいろな発生主義と現金主義のギャップという感じだと思うのです。そういう意味では我が国の予算制度そのものがずっと現金主義できていたということに依存してしまっているところがあって、今さら特許庁だけで変えられるわけでもないというところがあって、ここでおっしゃっている歳出・歳入というのは、もう典型的な現金主義会計であると。なので、当然ながら今年現金を支出しなければ、その分残っているという形にならざるを得なくて、かつ先ほど清水課長もおっしゃったように、最終年度になると現金の支払いが一括して出てくるとなると、当然その分現金主義会計で歳出に計上しないといけないというところがあるということです。

特許庁内でどこまで事務的になさっておられるかわからないのですが、少なくとも国の公会計では、国の財務書類ないしは省庁別財務書類で発生主義の、決算段階だけですけども、発生主義に基づく財務の数値を計算、仮定計算も若干入っているかもしれませんが、出しておられる。既に毎年出しておられるということで、それを追加で何か作業負担されるのは大変であると思いますが、少なくとも毎年、決算段階では財務省から言われて作業せざるを得ないというか、させられているというか、そういうところがある。それはせつ

かくつくっておられるならば、それも何か生かせるものがあれば生かせば、年度末という
か、決算段階のルーチンの作業は国の公会計の仕組みの中でやらざるを得ないとはいえ、
それをせっかくやっておられるということであれば、何かいい意味での流用ですね。うまく
発生主義会計の既に中央省庁全体で同じ様式で、会計基準で発生主義会計の決算は出し
ておられるので、それを活用してダッシュボードプラスアルファみたいなものが何かでき
るとすれば、それで実態をよりよく把握することも可能かもしれないと思いました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

ダッシュボードというか、アカウントビリティの観点からは、どういうふうに情報を見
せるというか、示すかということが非常に重要なので。収支の差額としての剰余金とい
うところだと、支出のところにもいろいろな要素が入ってきてしまうので、その部分をセ
グメンテーションを本当はしなければいけないということなんです。特許とか意匠という
ところでセグメンテーションして、そこでどのぐらいのコストがかかっているということ
で、その結果として、トータルでは剰余金が幾ら出ましたという説明をしていかなければ
いけないということだと思います。

土居委員がおっしゃったとおり、発生主義ベースの財務書類をつくっているのだから、何ら
かの形でそれを活用して、そのセグメント化というか、できないかというところが非常に
ポイントになるかなと。ダッシュボードにおいて示すときに、ポイントになるのかなと思
います。

梶川委員どうぞ。

○梶川委員 私も全く土居委員のおっしゃられたことそのものでございまして、先ほど申
し上げたかった点もそこでございます。どうしてもこういう非営利の組織というのは、収
支で予算管理されることが普通なのですが、少し企業的な複式簿記的な発想で投資計画と
完全にさっきとダブるのですが、いわゆる経常運営的な収支。明らかに普通の発生主義的
会計で言えば、ここの剰余金は間違いなく両方の要素を合わせた資金のタイミングと剰余
のタイミングで、土居委員とか委員長もそうでしょうけれども、せっかく特別会計も複式
簿記的な整理をされて、それをさらにどう発信するかみたいな御検討されている中で、逆
に言えば内部的な予算管理にそのデータをどういうふうに、一部だけでもお使いになられ
れば多分非常に有益な流れになるのではないかと思います。

行政そのものですと、そういう予算管理の視点が違うのですが、こちらは独立採算でや

っておられるので、その部分は公的な機関であっても複式簿記的な整理が非常に利用できると思うのです。投資計画を今は実績ですけれども、それを来期のBSはどうかと貸借対照表的な発想で言われれば、その部分ではすごくわかりやすくなると思います。ぜひリーディングベスターカンパニーで、せっかく参加させていただいたので、お願いベースで利用の事例として使っていただければと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。

当初から長岡委員、滝澤委員、梶川委員もおっしゃっていたような、限界費用とか限界利益ということも説明していくときには、特許庁は任務を持った機関ですのでその説明を工夫していただきたい。たくさんのお仕事をしてくださいということを求めているわけではありませんが、せっかくつくっている発生主義ベースの財務書類もありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○戸田様 2点ほどあるのですが、1点目は、件数とか歳入出のシミュレーションを行って見通しを立てておられるということで、これを今後も継続していただきたいという点です。偏差が生じたときには、それをフィードバックして精度を高めるような工夫もしていただければ、柔軟な料金設定につながるのではないかと感じました。

2点目は、先ほど滝澤先生からのコメントにも関連するのですが、生産性の向上に関して、です。32ページに概算要求額が出ていますが、令和3年度から令和4年度にかけて人件費が増加しています。人数等が明らかでないのでよくわからないのですけれども、例えば審査官1人当たりの生産性を高めるような工夫が重要だと思います。分子、分母に何をとるのかは検討の余地があると思われませんが、企業などで行われている、パープロとか、パー・プロダクティビティ、一人あたりの生産性の観点で、指標化の検討をされたらどうでしょうか。例えばシステムの導入、AIのツールを導入すると、どのくらい効率的に審査ができるようになったのかとか、そういった指標も出していただけると取り組みが見える化されて、委員の先生方も安心できるのではないのでしょうか。世界一の品質、迅速な審査に加えて、生産性の最も高い特許庁を目指していただけると大変ありがたいと感じました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

では、長岡委員どうぞ。

○長岡委員 先ほどの36ページのダッシュボードで、非常にユニークなのは、右側に今後の投資計画の金額が書いてあるのは、私はとてもいいと思ったのです。剰余金というのは今後の投資のための引当金みたいなものですので、それがわかるように書かれています。ただ、庁舎改修＋システム投資（2030年頃）と書いてあるのですが、現実には恐らく延べて実施されるので、一部支出ができたならそのところを分かるように反映するようにしていくことも必要です。他方で、一番ボトムの400億円というのはずっとキープされるわけです。時系列的に比較できるようにする必要もあるので、作成時点の情報もちゃんと記載していけば、投資のための剰余金というのがよく理解できるようになるのではないかと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。剰余金というのが、余った資金みたいなイメージで捉えられていますが、それを何に使うのかというのは重要なこと、業務に使うのだということですね。投資に使うんだということを明らかにしていくことは重要だと思います。

さきほど戸田様からも、非常に生産性が高い審査をしているということです。そういった情報を発信していくことによって特許庁自体の存在意義も非常に高まりますし、出願していただく方々との関係性、コミュニケーションもうまくいくと思いますので、非常に重要なことだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

萩原さんどうぞ。

○萩原様 ありがとうございます。ちょっと違う観点からコメントさせていただきたいと思います。本日の御説明とか資料には書いていないところもあるのですが、今年改正法が成立して来年度から施行される。それで料金の値上げという形になるのですが、一方で、主には歳出削減策というのが提示されておりました。例えば特許印紙の予納制度をやめてもっとお金のかからない制度にしようとか、あるいは中小企業の減免制度を悪用というか不適切に利用している企業さんがいらっしゃるとか、この辺は立法の施行を待たずともできる施策だと思うのです。このあたりは現状どういう状況になっているのか教えてほしいなど。結構金額的に大きな額を御提示されていたと思うのです。ですから、すぐにはその額にいかないのかもしれませんが、状況を教えてほしいと思います。

○小林委員長 お願いします。

○清水総務課長 ありがとうございます。まず印紙予納の見直しについては、しっかりと実現していくということで準備を進めております。システム改修は当然でございますので、これまでもお示ししたとおり、令和5年度の初頭から印紙予納の見直しは実行したいと思

っております。

それから、2点目の中小減免制度の見直しの状況でございます。今の御意見の中にもございましたが、利用実態を見ていると、一部の中小企業が大企業平均を大幅に上回る減免申請を行っている。こうした企業からの全ての申請について料金減免することは、収支相償の特許特会の状況からすると、負担の公平性の観点からも課題があるということは従来から議論を続けていただいたところでもございまして、基本問題小委員会で行われたこれまでの議論の中で、年間の適用件数に上限を設ける等の制度面の検討を行うとともに、制度の運用面や運用に必要となるシステムの整備等についても検討を行っている状況でございます。

特に、現状のシステムは出願人ごとの減免申請の受付件数を記録する機能がない状況でございますので、減免申請件数を正確に記録し、上限を超えた減免申請を行ったものについて適切に対応することができない。それ以上は全額をいただかなくてはいけないということが、システム上うまく整備されないという状況がございます。したがって、制度の運用面を検討した上で、必要となるシステム開発を行っていかねばいけない。どうやって具体的にやろうかと、議論すればするほど新たなニーズが上がってきている状況でございます。この検討や開発には一定の時間を要するという事です。どうしても料金の値上げを行う令和4年4月1日に間に合うかどうか厳しいという状況かと思っております。開発が完了し正確な制度運用のめどが立つことがわかり次第、その上限を設ける等の新制度の実施をしていくということで、時間を必要とするかもしれないのが現状でございます。

○萩原様 すぐにはできないだろうと思っておりますが、その進捗状況を財政検討委員会で、次回以降御報告いただければありがたいと思います。今システム改修の話が出ましたが、特許庁さんの中に、正式な名前を忘れましたが、システム検証委員会がありますよね。その運用状況を教えてほしいのです。本当に莫大なお金がかかっているシステム改修ですから、年に1回か2回か検証委員会を開いてチェックするという事だったと思うのです。そこがどんな運用になっているのかを教えてください。

○小林委員長 お願いいたします。

○岩崎特許技監 特許技監の岩崎です。技術検証委員会について御質問いただきましたので、御回答申し上げます。

技術検証委員会は、基本的に節目、節目において行わせていただいております。専門の方に今の現況が適切なのかどうかということで検証いただいているのですが、特に最

適化計画にのっかって大きい固まりを今改修しているのですが、その改修の最終局面になったときに、これでよかったのかどうなのか、計画も含めてよかったのかどうなのか、このまま進めるべきなのかどうなのかということで、検証していただいている状況です。現状ですと技術検証委員会からは、全てシステムの改修については高評価をいただいているということです。

○萩原様 しつこくて申しわけないですが、年に1回とか定期的ではないんですね。ある節目、節目ということなんですね。

○岩崎特許技監 はい。

○萩原様 わかりました。ぜひ適切によりしくお願いしたいと思います。

○小林委員長 土居委員どうぞ。

○土居委員 今回の御議論の視点は非常に重要なポイントだと思うのですが、第2回小委員会で、中小減免制度の利用状況、2019年度の申請件数についてトップ20を出していただいた。ということだとすれば、作業の手間にかかるかもしれませんが、システム改修を待たずとも件数は数えられるのではないか。正確性がどうかとかいろいろ御懸念はあるかもしれませんが、いきなり多くの対象者（社）を減免制度から除外することにしなくても、極めて例外的な多さの件数の部分だけ対象にするところから始めるということでも、早めに始められる気もするのです。例えば2000件以上とかにすれば、ほとんどの方は対象ではない。減免制度は全部使えるわけだけれども、飛び抜けて多いところだけという限定をつけると、少しは減免制度の制限は始められるのではないかと思ったりするのですが、いかがでしょうか。

○小林委員長 公平性の観点から非常に重要なポイントですので、その点はいかがですか。

○清水総務課長 ありがとうございます。運用上そのシステムをしっかりと備えたいということ、さまざまな手間がかかりますので、そういったことが1つ。それから、いずれにしてもこの話は政令、法令でしっかりと手当てしなければいけない。そうしたこととあわせまして、早急に進めるという方針のもとで、どのタイミングでどう実証できるかということを検討させていただければと思います。

○小林委員長 よろしくお願ひしたいと思います。

そのほかにいかがでしょうか。市川様。

○市川様 御質問というかコメントですが、これまでの3回の御説明をお伺いして、歳出超過傾向が続いているため、今回の料金改定は御庁の財政状況を改善するために、致し方

ないと考えております。先ほど滝澤委員からも御指摘、御質問がありましたが、歳出超過が拡大している国際出願の料金の手数料を上げることは仕方がないと考えているのですが、PCTの手数料が倍になっていることを踏まえ、先の出願の審査の結果等の相当部分を利用できる場合の返還額について、現状よりも増額していただくことを検討していただきたいと考えております。

また、日本国特許庁が、国際調査報告を作成した国際特許出願が国内移行をしたときに、そのときの審査請求料を、例えば、できるだけ国際調査報告を作成した審査官が、その国内の審査も対応させるなどの運用面を工夫していただいて、ぜひ減額するように見直しを検討していただきたいと考えております。

次に、概算要求額を御説明いただきましたが、歳出の固定費については、引き続き大幅な軽減をお願いしたいと思います。特に固定費に含まれる教育や中小企業支援、制度普及事業は、必ずしも特許特別会計の枠内で実施する必要はないのではないかと考えます。大学や中小ベンチャー企業の知財活動を促進及び支援することは、非常に大切な取り組みであると考えます。しかし民間で実施している支援、民間でも実施可能な支援は、既存事業の見直しや新規事業の中止などを考えていただきたいと思います。民間でも可能な事業ではなく、行政庁だからこそできる事業を行っていただくことにより、特許特別会計における支出を軽減して、現在と同等や、それ以上の効果が得られるよう大幅な見直しをお願いしたいと思います。

以上になります。

○小林委員長 ありがとうございます。

PCTは非常に高いという先ほど滝澤委員からの質問にもありましたが、その点について何かコメント等ございますか。

○小見山総務部長 ありがとうございます。総務部長の小見山でございます。

概算要求の固定費の件で、必要最小限に切り詰めるべきだという御指摘ですが、予算全体の枠についてしっかりと見直しを行って、上限を設けた中におさめるべきだという御指摘をいただいて、そこに至るような形の実績を積もうとしているところでございます。

片や、国会審議の過程であるとか、この委員会の前身の基本問題小委員会においても、特許特別会計を使って中小企業であるとか大学のイノベーションを振興するような施策は積極的に打つべきであるという御指摘もいただいております。実際に特許法の改正の国会審議においても、中小企業、大学支援策を強化すべきだという御指摘をいただいております。

す。そういうことも受けて金額を倍増するとか、そういう世界ではないのですが、一定のメリハリのついた政策経費の配分を要求の中でさせていただいております。

民間で十分に実施している支援については、国がやらなくても良いということは当然ですが、例えば弁理士会で中小企業の支援が行われていますが、これは弁理士会さんとして中小企業の支援を行っているのは、社会貢献活動として行われている、プロボノの活動として行われているという認識でございまして、これに関しては我々としても仮に支援策を強化したとしても、いわゆる民業圧迫のような議論にはならない。弁理士法上、弁理士会が民業を行うことは許されていないという認識でございしますので、我々が仮に中小企業支援施策を強化したとしても問題にはならないと考えております。

以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

中小とか大学のところに力を入れるというのは、日本の競争力を高めていくことにもつながることですので、その投入する金額に対してそれがどういう効果を生んでいるのかということについても、説明責任を求められるということだと思いますので、両方で投入とトレンド効果というところで、この金額が適切なかどうかは説明していくことが求められると思います。

ほかによろしいでしょうか。

○山内様 時間もありませんので手短かに。先ほども料金のところで話が出ましたが、うちもパブリックコメントまで行かなくても、いろいろな事業者から問い合わせがあります。感触として、料金のところについてはセンシティブな感じを受けています。特に、これからやりたいというところは以前の料金もわかっていけませんので、料金が上がったところだけしか見えないという点は、我々も注意して説明しております。

前の分科会で申し上げましたが、今回の料金の引き上げについてはやむを得ないという認識であります。先ほど皆さんからございましたように、財政的な部分の見せ方のところは丁寧に見せるとともに、DXの期待は高く、手続の簡素化とかこういったところもよくなるということをPRしながら説明しています。特許庁におかれましても、メリットのところと、料金は上がるけれども、ここは改善するということは、丁寧に説明していただけるとありがたいと思っております。それが1点です。

それから、財政計画が低水位も含めてダッシュボードなどが出ていますが、こういった形でリスクマネジメントをとりながら組んでいくというのが、この会の趣旨だと思います。

我々もしっかり知財経営支援を進めていきたいと思いますが、岸田政権でもこういったところには強くやっていくという方針が出ているわけなので、そういったところをうまく使っていくべきだと思います。このシナリオはこれでいいと思うのですが、底上げするようなところの政策については、我々も協力したいと思っておりますので、政府のほうでも、財政計画がいい形で推移するよう取組を行っていただきたいと思っております。

○小林委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

○野仲調整課長 調査課の野仲でございます。会議の最初のほうに審査請求の動向について御質問があって、分析できていないと申し上げましたが、会議の間に担当のほうで、暫定的な数字ですけれども、とれましたということでございます。御指摘あったように2019年度の審査請求と、2020年度の審査請求を比較すると、1年目の請求が2019年度から2020年度にかけて22.4%から21.7%と、若干ですが下がっています。2年目も15.8%から14.7%に下がっていて、これに対して3年目が61.8%から63.6%という形で、若干先送りの傾向が出ている。2021年度の今年度については、まだ半分しかたっておりませんが、こちらについては1年目が大分回復して、むしろ2019年度より高く23.9%まで増えている、3年目は今まで遅れた分を回収するということがあります。65.6%と相当増えている。一方、2年目は少ないということで、昨年は、コロナの影響を受けて3年目に先送りする傾向があり、今年は、3年目もまた増えていますけれど、1年目に出すという傾向はしっかり戻ってきたというところを読み取れる状況でございます。

○小林委員長 ぜひ、そういう分析をしていただきたいと思えます。

それでは時間になりましたので、本日は御意見をいろいろいただきまして、ありがとうございました。やはり投資に使っていく重要な剰余金を確保していくことが重要であり、歳出削減努力というものも重要だけれども、それと特許庁の任務との関係でどのように効率的に、そしてまた生産性が伸びるように業務を行っているのか説明することが必要であるということもいただきました。剰余金の収支の差については、先ほどの現金主義のもとでの情報ではなくて、できれば発生主義の情報も活用してセグメント別にさせていただくことが重要です。アメリカの連邦政府の特許庁はそういう考えでセグメンテーションを行い、また活動基準原価計算という考え方をとっていますので、そのようなかたちで説明している。それがやはり出願してくださる方、また将来出願する方に向けての重要な情報提供でもあるということだと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

この財政管理のダッシュボードをどう作成していくのかというのは、これからまた課題になりますので、今後また議論していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひいます。

それでは雑駁なまとめで恐縮でございましたけれども、本日はありがとうございました。本日予定されております議事は以上でございます。

最後に、事務局から何かございますか。

○清水総務課長 ありがとうございます。本日の議事録につきましては、委員の皆様には前回同様、短期間での御確認をお願いさせていただくことになろうかと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。また、次回第4回の小委員会の開催は、日程が近づいて参りましたらまた調整させていただければと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○小林委員長 以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第3回財政点検小委員会を閉会いたします。本日は長時間の御審議、ありがとうございました。

4. 閉 会